

令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 河内町

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	85.9%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	88.4%
全職員	66.0%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	— %
本庁課長相当職	96.2%
本庁課長補佐相当職	97.0%
本庁係長相当職	92.3%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	95.7%
31～35年	85.3%
26～30年	90.2%
21～25年	83.4%
16～20年	84.4%
11～15年	99.2%
6～10年	96.0%
1～5年	88.7%

【説明欄】

1. 扶養手当について、男性職員に支給している場合が多く、合計給与の生じる要因の一つとなっています。

会計年度任用職員（短時間勤務職員）において、女性の割合が93.3%を占めているため、給与の差異に表れている。

2. (1) 役職段階別の本庁部局長・次長相当職には該当者が存在しない。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。